

限度時間内の時間外労働の36協定記入例です。

労働保険納付書の労働保険番号と法人番号を記入して下さい

様式第9号（第16条第1項関係）

業事運送自動車貨物

OO運輸株式会社

時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由

הנִזְקָן

この制度を適用する場合は、36協定雇の他、1年単位の変形労働時間制に

二の制度を

卷之三

休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類 労働者数 (満18歳) (以上の者)	所定休日 (注意)	労働させることができることができる法定休日における始業及び終業の時刻
予算、決算業務	経理事務員 2人	土日祝日	1か月に1日
車両トラブルへの対応	自動車整備士 3人	土日祝日	1か月に1日
			8：30～17：30

誕生日の成立年月日 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (アエシホシイヘンノニツルニテ)

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の協定書を兼ねる場合には、協定書の署名又は労働者代表の署名又は

記名・押印などが必要です
記名欄
記入して下さい

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者が、本件の土木工事に就き、(チエックボックスに要チェック)に該する投票、举手等の方法により投票する旨をしめること。

る手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック) 年 月 日 住居者 姓 名 代表取締役社長 労働者代表者名は他の様式も同じ方の名前を記入して下さい 今回新設された箇所です。

必ずチエックを入れて下さい
今回新設された箇所を必ず
必ずチエックを入れて下さい
新横浜太郎 氏名

様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）
(記載心得)

- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することとし支えないと。

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上の理由について協定をした場合には、業務の区分により業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（1）「[1日]」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日にについて延長することができる限度ととなる時間数を記入すること。
なお、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（2）「[1箇月]」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとにについての延長することができる限度ととなる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。
なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（3）「[1年]」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年にについての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。
なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができるものと労働の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができるものと労働の時刻を記入すること。
また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月までの期間を指すことに留意すること。
また、これらの要件を満たしていないも、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合には、事業場外労働の対象業務に区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。
また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合には、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとす。
なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員との他委員として区別するには、同氏名を記入するに当たつてはその労働組合、労働者の過半数を記入するに当たつてはその労働組合、労働者の過半数を記入する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。

3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合には、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「労働の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」として届け出る場合には、委員の氏名を記入するに当たつては、なお、委員に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には労働組合が有効な協定における労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に基づき指名された委員の氏名を記入すること。

4 協定においては、労働基準法第41条第2号に規定する労働者の過半数を代表する者と協定すること。

5 組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。
なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を明瞭にして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

6 また、これらの要件を満たしていないも、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入する場合には、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

(1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日にについて延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数にについても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとに延長することができる限度となる時間数を記入する。なお、所定労働時間（対象期間が3箇月を超過する1年単位の変形労働時間制により労働する者については、所定労働時間の範囲内で記入する場合は、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間の場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年にについての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入する。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短く（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合が協定する場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていないも、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

（備考）

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合には、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定において、労使委員会が設置されている事業場においては、委員会の5分の4以上の多數による議決により行われたものである旨、委員会の氏名を記入したこととし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、本様式中「労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めた労働組合」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めた指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）」の選出方法と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員として区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同様第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。

- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されいる事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合には、委員の5分の4以上の多數による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」と、「協定の当事者である労働組合」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の過半数を記入するに当たつては、委員の5分の4以上の多數による議決により行われたものである旨、委員会の委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同條第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数を代表する者に当たつては労働者の過半数を記入することに留意すること。